



Title	ニューファウンドランド漁業の国際事情
Author(s)	今田, 清二
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 9, 111-126
Issue Date	1941-04
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10698
Type	departmental bulletin paper
File Information	9_p111-126.pdf



ニューファウンドランド漁業の國際事情

今 田 清 二

ニューファウンドランドは北米大陸の東端に位する英國直轄地であつて、行政上ニューファウンドランド島（面積四万方哩）の外、ラブラドル（一一方哩）を含む。而してニューファウンドランド島の南東海底が廣大なグラントバンクなることは説明を要しない。

ニューファウンドランドは我國と地理的には甚遠隔であるけれども、同方面の漁業は領海關係國際法の發達に密接な歴史的關係を持つのみでなく、現在ニューファウンドランド沿岸に存する國際的漁業權は、少くとも法的に我が北洋漁業權と對比せらるべき重要な關係を有してゐる。去る九月二日、英米協定の結果として米國はニューファウンドランド島の南岸（セント・ジョンズ市の在るアヴァロン半島を含む）を軍事基地として英國より租借するに至つたが、將來ニューファウンドランドの漁業權關係が如何に變化すべきかも注目すべき問題であらう。

加之、歐洲戰爭勃發に伴ひ世界の水産貿易事情は激變し、我が北洋の鱈漁業は中南米の大市場を目標に發展すべきものとして異常の注意を集めてゐる。然るに周知の如くニューファウンドランドは世界有數の鱈漁業地であり、既に年々莫大の開鱈を中南米に輸出してゐる。新興の我が鱈漁業の現狀に鑑みても、ニューファウンドランド漁業事情の研究は緊切であると云はねばならぬ。

一、フランスの漁業權

フランス・イギリス間諸條約に依りフランスは現在、イギリス領ニューファウンドランド島の沿岸に漁業權を有してゐる。右漁業權の存在區域はニューファウンドランド島セント・ジョン岬より同島北端を廻つてレイ岬に至る沿岸一帯とし、フランス人民は該條約沿岸に於て魚類を漁獲し陸上で之を乾燥し得るものとす。

ニューファウンドランドは一四九七年イギリス人カボットが之を發見したといふのが定説であるが、フランス人はコロンプス(一四九二年西印度諸島發見)以前既にニューファウンドランドに出漁してゐたとも傳へられ、又一五七七年に至つては、一五〇隻以上のフランス船が盛大に漁業を營んでゐた^a。しかもフランスの優先的植民はニューファウンドランド島のことではなく、クエベックは始めニュー・フランスと稱はれ(自一五三五至一七六三)プリンス・エドワード島はサン・ジョーンズ島と稱し孰れもフランスに屬してゐた。又ノヴスコシア(現在のニュー・ブランズウィックを含む、其の分離獨立は一七八四)には一七世紀初葉に於て永久的フランス植民が行はれ、一時イギリスに占領されたが一六三二年には再之を奪還した。ニューファウンドランド島沿岸のフランス漁業權の沿革は實に斯の如き植民史の始に遡るのである。

フランスは一七一三年ウトレヒト條約に依りニューファウンドランド島及ノヴスコシアの一部をイギリスに割讓することゝなつたが、同條約に於てフランスはニューファウンドランド島沿岸にフランス漁業權を創設規定した。ウトレヒト條約に依ればフランス漁業權の存在區域はニューファウンドランド島ボナヴィスタ岬よりリツチ岬に至る同島東岸一帯であつた。然し一七八三年ヴェルサイユ條約に依て其の條約水域を現在の如く變更し爾來今日に至つてゐる。

ニューファウンドランド島條約水域のフランス人漁業にはフランス法規が適用せらるべく、イギリス法規の適

1) U. S. Congress, Serial No. 1524 pp. 13-14.

用を受くべきものではないとは従前フランス側の採た見解であつた。フランス漁業権は元來フランス領土であつた沿岸に漁業権のみを保留して條約上の權利としたものであるから、右の如き見解が支持されたのは不思議でない。然し其後フランス側は右見解を放棄し、一九〇四年ロンドン條約には、フランス人と雖ニューファウンドランドの法令に遵ふべき旨規定された。

ポーツマスに於て日露講和條約が締結され、續いて日露漁業協約の締結を見たのは右ロンドン條約の直後である。漁業協約の締結に際し露國側がロンドン條約の規定に學ぶところが無かつたとはいへないであらう。

フランスはニューファウンドランド島沿岸に於て漁業権を如何に行使して來たか、多くの條約並に政策は、フランス漁業権が會ては經濟的に重要であつたことを明示してゐる。然し世界大戰終末の一九一八年以降に於ては右漁業権に依るフランス漁業は殆ど行はれてゐない。僅に帆船ミラルダが一九三四年及一九三七年に條約水域に出漁した事實あるに過ぎない。

二、サン・ピール及ミケロン島

ニューファウンドランド島の南岸、北緯約四七度、西經約五六度附近にフランス領サン・ピール(面積一〇方哩 人口三千餘)及ミケロン(八三方哩 五百人餘)の二島がある。農業不適の岩島で、漁業のみが營まれ、一九三七年には水産物約一、五〇〇萬フランを輸出した。

フランスは一七二三年ニューファウンドランド及ノヴスコシアの一部をイギリスに割讓したことは前に記したが更に一七六三年パリ條約に依りノヴスコシアの全部、クエベック及プリンス・エドワード島をもイギリスに讓渡し、アメリカに於けるフランス植民地は消失するに至つた。只然しフランスは右パリ條約に於てサン・ピール及ミケロンの兩島を鱈漁業根據地として其の領有に残し以て現在に及んでゐるのである。

サン・ピール及ミケロン兩島には往時相當の漁業が營まれてゐたこと疑を容れない。統計に依れば一八六七年より一八七四年に至る期間、サン・ピール島にはスクリーナー及無甲板の漁舟を合せて約八〇〇隻が鱒漁業に従事してゐるが、従業者約六、〇〇〇なるに鑑み、一〇〇隻はスクリーナーであつたと推定するに難くない。然し今日同地に見ることの出来るのは小漁舟のみである。船長ケアン曰「三・四〇年以前にはサン・ピールに、七〇隻のスクリーナーが居た。然し今は一隻も無い」と。¹⁾

サン・ピールには又會て汽船トロール漁業が行はれ、一九二七年にはトロール船數三七隻を算した。然しトロール漁業も今は全く行はれてゐない。サン・ピール及ミケロン漁業の現状は、二人乗の小漁舟約二五〇隻、従業者約五〇〇と推定される。何故ニユーファウンドランド島條約水域に於けるフランス漁業の衰退に加ふるに、サン・ピール及ミケロンの漁業亦斯の如く衰退したか、其の原因の主要なものとしてフランス本國トロール漁業の進出を見逃すことが出来ない。

サン・ピール島の漁船及漁者

一八六七年	八〇四隻	七、一七八人
一八六八年	七七四	六、五五二
一八六九年	八〇六	六、四五二
一八七〇	八三三	六、三九七
一八七一	六六五	五、二九五
一八七二	八六五	五、六二〇
一八七三	八九九	六、〇三六
一八七四	八四七	五、六二一

(Journal of Assembly of Nfld., 1876, App. p. 449)

1) Capt. Kean, Old and Young Ahead, 1935, p. 165

サン・ピール島トロール船數及漁獲高

一	九二一	二四隻	一六九、六三五キントル
一	九二二	二六	二〇四、二五四
一	九二三	二二	三〇四、四八三
一	九二四	二五	二四八、二三〇
一	九二五	二四	三二三、三三七
一	九二六	三四	三七二、七八六
一	九二七	三七	三〇三、四二二
一	九二八	二八	二一二、一四六
一	九二九	二四	一六六、一〇五
一	九三〇	一一	七四、六七七

(Les Iles Saint-Pierre et Miquelon, Exposition Coloniale Internationale de Paris, 1931, p. 156)

三、歐洲トロール漁船の進出

一九三三年ニューファウンドランド・ローヤル・コムミッション報告に依れば、グラントバンクに於ける各國鱈漁船の平均漁獲高は次の如く推定されてゐる。

乾魚量(單位キントル)

フ	ラ	ン	ス	五五〇、〇〇〇
ニ	ュ	ー	フ	一〇〇、〇〇〇
カ	ナ	ダ	五〇、〇〇〇	
ス	ペ	イ	五〇、〇〇〇	
ポ	ト	ガ	五〇、〇〇〇	
ル			八〇〇、〇〇〇	
計				

グランドバンクに於ける鱈漁獲總高の四分の三に近い數量はフランス漁船に依て漁獲されてゐる。フランスには世界最大のジエトランド其他の大型トロール船が有り、フェーカンブ等フランスの漁港から大西洋を横斷しグランドバンクに出漁する。出帆から歸還まで全く寄港地を要しないのは無論である。従て昔フランス鱈漁業の根據地として特にフランスの領有に残されたサン・ピール及ミケロンは今日殆ど其存在の意義を失つて仕舞つた。稀に寄港の要ある場合でもサン・ピール又はミケロン島よりはセント・ジョンズ港（ニューファウンドランド）が便なのであらう。一九三七年著者が同方面を視察した際にもサン・ピールにはトロール船を見ず、セント・ジョンズ港にはフランスのトロール船が入港してゐるのを目撃した。

イギリスのトロール船は一九三五年夏ハドツク鱈漁獲のためグランドバンク方面に探検出漁したけれども、同方面出漁は其後繼續してゐない。イギリス並にドイツのトロール船が北氷洋バレンツ海方面に進出しつゝあるに對し、フランスのトロール船がグランドバンク漁業の王座を占めてゐるのは注目すべきである。

四、スペイン及ポルトガル

一四九七年ジョン・カボートがニューファウンドランド島を發見して以來、イギリス人、フランス人等と同様スペイン人及ポルトガル人も同島沿岸に赴いた。一五七七年其の沿岸漁業に従事したスペイン船は一〇〇隻、ポルトガル船は五〇隻と推定されてゐる。然しスペイン人及ポルトガル人は間もなく南米に其の注意を轉換し、殊にスペインは一七六三年パリ條約に依り正式に北米政策放棄の意思を表示し、ノヴスコシアに於ける總ての主張を撤回しカナダ、ケープ・ブレトン島其他セント・ローレンス河及灣に於ける總ての島及沿岸をイングランドに讓渡する旨を規定した。本條約に依り北米沿岸のスペイン漁業は平和裏に全く終を告げた。然しスペイン及ポルトガルの帆船が大西洋を越へてグランドバンクに出漁することは當時から續いてゐるのであらう。今日夫々約五

1) U. S. Cong. Serial No., 1524, p. 37.

萬キントルの漁獲を獲てゐることは前項に見た如くである。

五、米洲諸國のバンク漁業

ニューファウンドランド漁船のグラントバンクに於ける平年漁獲高は一〇萬キントル、カナダ漁船のそれは五萬キントルなることは既に見た。米國はノバスコシア沖を主要漁場とし、グラントバンクには未殆進出してゐな

す。
 ニューファウンドランドよりグラントバンクに出漁する漁船は概ね一五〇噸級の帆船であつて、バンカースと通稱される。一九一五年には其の數一〇二隻であつたが漸減し、一九三五年には三六隻となつた。一隻の乗員二〇—二四人、ドーリー一〇—一二隻、延繩を漁具とする。一航海約一ヶ月、一、五〇〇キントル以上の漁獲あれば引合ふとす。

ニューファウンドランドにはトロール船が二隻ある。ハーバー・グレースを根據に操業するケープ・アグルハス(三三四噸)及イムペリアリスト(約四〇〇噸)であつて、共にVD網を使用し、一年の漁獲高合計二二、〇〇〇キントル程度である。

ニューファウンドランド漁獲統計 (單位キントル) (但乾魚量)

	一九三五年	一九三六年
グラントバンク 遠洋漁業	一一六、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
ニューファウンドランド沿岸漁業	七〇九、二一六	四七〇、〇〇〇
アラバドル 漁業	四〇八、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
計	一、二三三、二一六	九七〇、〇〇〇

次にカナダからグランドバンクに出漁する漁船は、概ねニューファウンドランドに於けると同様のバンカーである。ノヴスコシアのルネンバーグが其の根據地となつてゐる。

カナダ大西洋岸地方には現在トロール汽船三隻あるに過ぎない。ハリファックスを根據とし一九三五年の漁獲高約一、〇〇〇萬ポンドであるが主としてノヴスコシア沖を漁場とするものと認められる。一九一〇年カナダに始めてトロール漁業が現はれたが、忽ちバンカースとの抗争を生じ、一九一五年カナダ政府は距岸一二哩以内に於けるトロール漁船の操業を禁止し、一九二八年には漁業調査の爲設置されたローヤル・コミッションはトロール漁業反對の決議を採擇した。斯くてカナダトロール漁業の發達は抑制されて今日に至つたのであるが、フランストロール漁業の大進出並に米國トロール漁業の躍進に鑑みるときは、カナダの漁業政策は轉換の要あるに至つたといへるであらう。

ニューファウンドランド沖 (Avea No. XX) に於けるカナダ漁船漁獲高 (單位Cwt)	
一九三二年	一一二、〇〇〇
一九三三年	二七一、八二四
一九三四年	三四二、七二〇
一九三五年	二八〇、二二四

アメリカ合衆國ではニューファウンドランド及カナダと趣を異にし、帆船鱒釣漁業は衰退して、トロール漁業が急速な發展を示してゐる。一九三二年と一九三七年とを比較せば、バンカースは一〇九隻から九〇隻に減少し、大型トロール船は五二隻から七〇隻に増加した。而して一九三七年の漁獲高は、バンカース四、四〇〇萬ポンド大型トロール船二三、八七七萬ポンドである。

合衆國漁船の操業區域は、始めニューイングランド沖であつたが、漸次ノヴスコシア沖に移動した。例へば主

要漁獲物たる鱈の漁獲數量は、一九三二年には總額六、〇三八萬ポンドの中ニュージーランド沖漁獲が六四・四%を占めてゐたが、一九三七年には四九・七%に減少し、ノバスコシア沖漁獲高が三五・六%から五〇・三%に増加した。斯くて合衆國漁船は漸次遠隔漁場に進出してゐるが、今日のところグランドバンクの漁獲高は未だ見るべきものがない。

合衆國漁船の推移

年	大型トロール船數		バンカー數	
	艘	隻	隻	隻
一九三二年	五二	隻	一〇九	隻
一九三三年	五二	隻	一三五	隻
一九三四年	五七	隻	一一六	隻
一九三五年	五八	隻	一一七	隻
一九三六年	六一	隻	一〇四	隻
一九三七年	七〇	隻	九〇	隻

合衆國鱈漁場の推移(單位千封度)

年	ニュージーランド沖 漁獲		ノバスコシア沖 漁獲	
	千封度	噸	千封度	噸
一九二九年	四六	九八七	四	一一五
一九三〇年	六〇	二三五	八	〇七八
一九三一年	五一	六七二	一〇	一三五
一九三二年	三八	九一七	二一	四六三
一九三三年	四二	〇五八	三四	一一五
一九三四年	二八	〇六四	六〇	七四〇
一九三五年	三五	五七五	五四	二三一

一九三六年
一九三七年

三七、七八一
四九、七九〇

四二、三二二
五〇、二六一

六、アメリカ合衆國の漁業權

一七七六年七月四日北アメリカのイギリス植民地一三州は獨立を宣言し、後アメリカ合衆國となつた。獨立以前それら植民地の漁業者は毎年自由にニューファウンドランド其他イギリス領各沿岸に出漁し且イギリス・フランス戰爭（一六九七、一七四四）に際してはイギリスの權益擁護に當つた。斯る事情に基づき、獨立戰爭の終局一七八三年の條約には、合衆國の住民はイギリス漁業者が従事することあるべきニューファウンドランド沿岸に於て各種の魚類を漁獲する自由を有す。但陸上に於て之を乾燥し若は製造することを得ず、其他のイギリス領各沿岸、灣及クリークに於ても亦同じ云々と規定された。

ニューファウンドランド其他に於ける合衆國の右漁業權は、一八一二年合衆國・イギリス戰爭に當りイギリスが之を否認して紛争となつた。然し一八一八年、兩國間に新條約が締結され、合衆國の漁業權は別に規定されるに至つた。新條約に依れば、合衆國住民はニューファウンドランドの南岸ラメア島よりレイ岬を廻り北岸クイルボン島に至る間及マクダレン島沿岸及ラブラドルの沿岸、灣、港、クリークに於て、イギリス臣民と共に永久に各種魚類を漁獲する自由を有す。前記以外のイギリス領各沿岸等に於ける從來の漁業權は之を放棄す云々と規定された。

合衆國がニューファウンドランド島西岸に漁業權を獲得するや、同島西岸に從來漁業權を有してゐたフランスとの間に紛争問題を惹起した。其の法理的並に事實上の詳細は省略する。

合衆國は一八一八年の右條約に依りカナダ、ノヴスコシア其他の沿岸に於ける漁業權を放棄したが、其の放棄

した沿岸で多數の合衆國漁船がイギリスに拿捕されるといふ事實が現れた。於是兩國は「互惠條約」を締結し、合衆國の住民は一八一八年の條約所定の自由の外、カナダ、ニューブランズウィック、ノヴスコシア、プリンスエドワード島、其他の沿岸、灣、港、クリーク等に於て、イギリス臣民と共に魚類を漁獲する自由を有する旨定められ、北アメリカに於ける全イギリス領土の沿岸は、合衆國漁船に對し開放されたのである。

「互惠條約」は一八六六年失効したが、合衆國漁業者の特權は一八七〇年に至るまでカナダ（カナダ、ノヴスコシア及ニューブランズウィックは一八六七年合同してドミニオン・オブ・カナダとなる）の特別許可制度の下に繼續した。而して其後は一八七一年のワシントン條約に依り一八八五年末迄繼續した。翌一八八六年合衆國漁船の右特權が消失するやカナダ政府の合衆國漁船拿捕事件が発生した。然し一八八八年暫定協定が成立し、合衆國漁船はニューファウンドランド及カナダの大西洋岸に來ることを許され、ニューファウンドランドでは一九〇九年迄、カナダでは一九一〇年迄その情態が繼續した。加之、現在カナダの關稅及漁業保護法には、合衆國其他諸國の漁船は、餌料、氷其他の購入等商業的目的を以てカナダの孰れの港にも入港し得る旨規定してゐる。而して例へば一九三六年本法に依りライセンスを受けハリファツクスに入港した外國漁船は、フランス六、スペイン三、イタリー一、ニューファウンドランド一、計一隻なりといふ。

尙ニューファウンドランド島西岸のフランス漁業權の場合と同様に、同島沿岸に於ける合衆國の漁業權行使に關しても、漁具、漁法、漁期等の制限に關するイギリス又はニューファウンドランド法規が合衆國漁業者に適用されるか否かの問題が有り紛争が繰り返へされた。此の問題は一九一〇年の北大西洋漁業仲裁々々に依り漸く解決したのであつて、イギリスは其の統治權に基づき合衆國の同意を要せずして漁業權行使に關する規則を制定し得るものと判定された。

アメリカ合衆國がニューファウンドランド西岸及南岸の一部に有してゐる漁業權は、漁業が主として釣具で行

はれた時代には其の餌料を獲るため重要な役割を持つてゐた。例へば一九〇六年ベイ・オブ・アイランドで鰈を積取つた合衆國船は六五隻（計五、六三二噸）に達してゐる。然しトロール漁業が發達し、現在では右漁業權の重要性は消失した。條約水域に操業した米國漁船數は一九三五年には唯一隻、三六年には四隻、三七年には二隻である。

七、フランス及イギリス舊時の海上支配

アメリカ水域最古の鱒漁業者たるフランス人は殆ど一八世紀を通じて西太平洋の廣大な部分を支配した。一七一三年フランス、イギリス間のウトレヒト條約には、廣大なセント・ローレンス灣の支配に關するフランスの權利が規定されてゐた。一七六三年のパリ條約にも、イギリス國王はフランス國王の臣民がセント・ローレンス灣に於ける漁業の自由を有するに同意すと規定し、其の規定は更に一七八三年のヴェルサイユ條約に依て踏襲された。當時フランスに對する競争者は一八七三年獨立して新に競争者となつた合衆國を除く外、只イギリス有るのみであつたから、此等條約の諸規定はセント・ローレンス灣漁業に對するフランスの獨占思想を表はしたものと解し得る。

イギリスは廣大な海上支配に付一層重要な役割を演じてゐる。一七一三年ウトレヒト條約に依りノヴスコシアがフランスからイギリスに割讓されたが、同條約にはノヴスコシアの沿岸より三〇リーグ（九〇浬）以内は於てフランス人は一切の漁業を爲すことを得ずと規定されてゐる。一七六三年のパリ條約は此の規定を踏襲したのみでなく、更にケーブ・ブレトン島の沿岸より一五リーグ（四五浬）以内、セント・ローレンス灣のイギリス領沿岸からは三リーグ（九浬）以内は於てフランス人の漁業が禁止された。フランスはセント・ローレンス灣内の漁業を獨占したが、其の沿岸より九浬以内に於けるフランス人漁業の禁止は一七八三年のヴェルサイユ條約に於ても

繼承された。換言すればイギリスは其等廣大な海上からフランス人を排撃して、其の漁業を獨占したのである。

八、領海三哩主義の發達

アメリカ合衆國漁業者が始めてグラントバンク其他沖合バンク漁業の權利を確保したのは、一七八三年獨立承認の條約に依る。本條約の締結に當りイギリスは、恰も一七六三年フランスとの條約に於て規定した如く、セント・ローレンス灣のイギリス領全沿岸より三リーグ（九哩）以内、ケープ・ブレトン島沿岸よりは一五リーグ（四五哩）以内に於て合衆國人の漁業をも禁止せんとした。然し合衆國は條約から斯る禁止規定を排除し、其等沿岸に近づいて漁業する權利を獲たのである。

合衆國は一七八三年イギリスの廣大な海上支配の主張を拵けたが、果して何哩までイギリス領沿岸に近づいて漁業し得るか、此の問題を解決し、イギリスをして距岸三哩線外の漁業自由の權利を承認せしめたのは一八一八年の條約であつた。本條約第一條終りに曰く「合衆國はイギリス領アメリカの總ての沿岸、灣、港、若はクリークより三哩以内に於て、其の住民が從來享有し若は主張したる魚類の漁獲、乾燥若は製造の自由を放棄す」と。此の規定はイギリス領の總ての沿岸、灣等を距る三哩線までの合衆國の漁業權を確認したものに外ならない。

一八一八年の條約に所謂「灣」Bay とは何を意味するか、合衆國に於ては例へばノヴスコシアのファンデール灣の如き大灣は之を條約に所謂灣と解せず、其の漁船は距岸三哩以上なる限り公然その灣内に入つて漁業した然るにイギリスの最高法官は、三哩の距離は灣頭と灣頭とを結ぶ直線の外方に測定せらるべきものとの見解を採り、遂に一八四三年五月ノヴスコシアの官憲は合衆國漁船ワシントン號がファンデール灣内距岸一〇哩の地點で操業中であつたのを拿捕した。本事件は一八五三年兩國の條約に基き審判委員會に附されたが、合衆國に有利に判定されイギリスの所謂灣頭説收退の第一歩となつた。

一八五四年以後長年に亘り「灣」内に於ける合衆國漁船の漁業は問題を生じなかつた。前記ワシントン號事件が合衆國に有利に解決されたに依るのみでなく、一八五四年の互惠條約並に一八七一年のワシントン條約に依り合衆國がノブスコシア沿岸其他イギリス領海内の漁業權を得た結果、問題を生ずる餘地が無かつたからである。然しワシントン條約が一八八五年末失効し、合衆國がイギリス領海内の漁業權を失ふと共に「灣」の意義は再び問題となつた。灣の場合、三漚は何處から測るのか。之に對する解決は一九一〇年北大西洋漁業仲裁々判に依て與へられた。曰く灣口に最も近き部分にして幅一〇漚を越えざる所に直線を引き、其の外方に三漚を測るべきであると。斯くてイギリスが包懷せる如き灣頭説は打破されて、灣口一〇漚以上なるときは灣内漁業の自由が認められ、領海三漚主義の一大進展を齎らしたのである。

X

ニユーファウンドランド漁業の國際事情は、領海三漚主義の發達史に織込まれ之と不可分の關係にある。アラスカ及カムチャツカ近海の漁業と領海問題との關係も亦不可分であつて、近年日本漁船のアラスカ出漁に關聯しアメリカ合衆國議會にはベering海支配區域擴張論が擡頭し、又從來ソ聯邦が距岸十二漚の領海を主張してゐることは周知の事だ。昭和五年國際法典編纂會議が領海關係事項に付失敗に歸してより、海上支配權の擴張は國際的競争事項となつた。ニユーファウンドランド漁業の國際事情が、北洋漁業問題研究上不可欠の資料たる所以である。

ニユーファウンドランド沿岸には國際的漁業權が、現存するが、トロール漁業の發展其他の理由に依て、其の經濟的價值は減少した。然しソ聯邦沿岸の日本漁業權は、之と同様に推移すべきや否や。母船式鮭鱒蟹漁業を擴張すれば、カムチャツカの漁業權を經營しなくとも、之に代るべき數千萬圓を擧げるのは困難であるまい。然しポーツマス條約の歴史ある漁業權に對する國民的信念は斯の如き打算的政策を許さない。昨年はソ聯邦の強壓に

依り日本漁區廿七ヶ所を減少した。本年は日獨伊三國條約の締結以來、漁業權が日ソ接近政策の犠牲になりはしないかとの一抹の不安を遺してゐる。本年一月公布せられたる日ソ暫定取極に規定せる如く、本年中に適切なる日ソ新漁業條約が締結されることを期待すると共に、本文が我が北洋漁業權の特殊性を認識する一資料たることを得ば幸とするものである。